

学校危機管理マニュアル

板橋区立蓮根第二小学校 令和7年度用

改訂	平成31年1月	令和2年 1月	令和3年 1月
	令和 5年1月	令和6年 1月	令和7年 1月

目次

はじめに	2
1 東海地震への対応	
I 「東海地震に関連する情報」の概要	4
II 東海地震「警戒宣言」発令時の対応	5
2 巨大地震が発生した場合の対応	
I 巨大地震が発生した場合の初期対応	8
II 震度5弱以上の地震が発生した場合の対応行動	9
1 授業中	9
2 放課後・登下校時	11
3 校外学習・遠足・移動教室等の時	13
4 児童の引き渡し	14
5 震度4強以下への対応	14
3 水害への対応	15
1 水防警報について	15
2 水防警報発令時の対応	15
4 風水害への対応	16
1 気象警報発令時の対応方法	16
2 保護者あて通知、学校関係者への連絡	16
3 緊急連絡メールの配信（緊急連絡メール未登録者への対応）	16
4 学校ホームページの更新	16
5 教育委員会への状況報告	16
6 その他の気象情報	16
5 不審者への対応	17
6 火災への対応	19
7 SOSの出し方に関する教育	21
8 急病、けが等の事故発生時の対応	23
9 感染症発生時の対応	26

はじめに

危機管理マニュアルの目的

本マニュアルは本校における事故、加害行為、災害等から児童及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第 29 条第 1 項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

本校における危機管理の基本原則

本校における危機管理は、以下の事項を基本原則として執り行う。

- 子どもの生命、安全の確保を第一とする。
- 指揮・命令、報告、連絡の徹底を図り、学校全体として組織的な対応を行う。
- 地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。

本校における危機管理の基本方針

- 危機発生に備え、本マニュアルに従って危機管理の体制を整えるとともに、訓練・研修等を通じて、各自の役割分担や緊急時の対応要領を習熟する。
- 学校の施設・設備、地域の実情等を十分に把握し、そこから想定される様々な危機を想定した危機管理体制を構築する。
- 教育委員会、警察・消防等の関係機関、保護者（PTA）、地域住民等との連携を図る。
- 危機の対応に当たっては、児童や教職員の命を守ることを最優先とし、危険をいち早く予測・予見して、危機の発生を未然に防ぐ。
- 万が一、危機が発生した場合は、拙速であっても迅速に対応し、被害を最小限に抑える。
- 危機が収束した後には、再発防止と教育再開に向けた対策を講じるとともに、被害に遭った児童やその保護者等への継続的な支援を行う。

本マニュアルは、全教職員に周知徹底し、学校安全への意識高揚を図る。年度当初の職員会議で研修を行った後、毎月 1 回の訓練と合わせて本マニュアルを参照し、事故等の未然防止及び発生時の役割について習熟することとする。

また、児童には月 1 回の安全指導で防災教育を行い、保護者にも学期に一度の保護者会で周知する。

本マニュアルは、事故・災害等の発生時に備えて、以下のとおり配布・保管する。これらは常に最新版を維持するよう、マニュアル改訂の都度、確実に更新するものとする。

①本マニュアル保管場所・保管方法

本マニュアルの保管場所・保管方法は、以下のとおりとする。

電子データ (原データ)	蓮二小学校共通サーバー 1 1 4 フォルダ > 生活指導編内
印刷製本版	*校長室・職員室配備：計 2 部 *非常用持ち出し品入れ：1 部

②本マニュアルは、年度当初の人事異動や関連する諸計画の改定などがあつた時、定例的、随時的に見直すこととする。

地域の特徴

本校の位置する板橋区蓮根は、新河岸川と荒川が近くを流れ、地形的に水害の危険のある地域である。浸水が起こった際、どこに避難するべきかを家庭と共有し、児童にも伝えて備えておかななくてはならない。また、水難事故が起こらぬよう、日頃から川に近付かないよう指導しておく必要がある。

学区は蓮根、高島平から成り、近隣学区からの学区外通学者も多少見られる。なお、教職員のうち8割が区外からの通勤者である。(多くが都営三田線利用)



危機事象は、以下のカテゴリーに分けて想定している。

生活安全（傷病、犯罪被害）、交通安全、災害安全、その他（感染症など）

- 地震災害発生時、教職員と学校防災連絡会は震度5弱以上で参集し、避難所開設の準備をする。
- 学期に一度、地域の安全点検を行い、校内の安全点検についても月に一度行う。寄せられた意見を担当者が集約し、適宜周知や改善を図る。
- 熱中症の予防措置として、WBGTを用いて運動や活動の取り組みの実施判断をする。
- 食物アレルギーについては、アレルギー対応委員会と緊急時の対応について協議し情報を共有する。
- 不審者侵入対策として、登下校時間の遵守を児童に徹底させ、受付に係員を置く。
- インターネット上の犯罪の被害者・加害者となることのないよう、安全指導の時間を使い話し合ったり、安全な使い方を保護者と話し合ったりできるような機会をもつ。
- 校外活動についての安全管理は、実施案に詳細を記載し、管理職の許可を得ること。

1 東海地震への対応

I 「東海地震に関連する情報」の概要

1 「東海地震に関連する情報」について

(1) 「東海地震に関連する情報」は、

「**観測情報**」東海地震の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合に発令。

「**注意情報**」東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表。

「**予知情報**」東海地震が発生する恐れがあると認められた場合に発表。
の3つのレベルに分けられる。

(2) 予知情報を受けて、内閣総理大臣は**強化地域**に、**警戒宣言**を発令する。

(3) 東海地震発生時には、震度5弱・5強程度の揺れが予想されるため、板橋区は強化地域になっていないが、学校関係は強化地域に準じて対策を講じることとしている。

II 東海地震「警戒宣言」発令時の対応

1 「警戒宣言」発令時

(1) 「東海地震警戒宣言」等の伝達

① 来校者、児童、教職員に対して、「警戒宣言」「地震予知情報」等の内容を非常放送、校内放送等により伝達する。

② 冷静な行動、とるべき措置について周知する。

(2) 児童等に対する措置

① 在校時は、原則として授業を打ち切り、学校において直接保護者に引き渡す。

② 通学中又は在宅中に警戒宣言が発せられた場合は、休校とする。

なお、登下校時にあつては、帰宅する等の措置を講じる。

※留守家庭等の児童・生徒については、学校で保護する。

③ 校外活動時

(ア) 宿泊を伴う校外活動時（榛名・日光移動教室等）の場合は、強化地域内外を問わず、所在地の警戒本部または災害対策本部の指示に従い、速やかに学校に連絡する。校長は、情報を保護者に連絡するとともに、対応状況を教育委員会指導室に報告する。

(イ) 宿泊を伴わない校外活動時（遠足、社会科見学等）の場合は、所在地の官公署等から連絡を取り、速やかに学校に連絡し、原則として即時帰校する。

帰校後の児童の措置は在校時と同様にする。ただし、交通機関の通行や道路の状況によって帰校することが危険と判断される場合は、近くの学校等安全な場所に避難するなど適宜措置をとる。この場合は、速やかに学校に連絡する。学校は、保護者に連絡するとともに、対応状況を教育委員会指導室に報告する。

「東海地震予知情報」「警戒宣言」発令及び災害発生時における対応

1 「東海地震予知情報」「警戒宣言」発令及び災害発生時における緊急メール及び保護者等への周知について

- 校長または副校長が、緊急メールにて、状況に応じて保護者への引き渡し・休校等の対応について、周知する。
- 専科教員が、板橋区学校等緊急連絡メールに登録していない保護者へ電話連絡をする。
- 副校長または生活指導主任が、防災対策本部及び避難所施設対策本部運営委員等の関係機関へ連絡をする。

2 非常時における持出用重要書類（非常持出一覧表）

- 以下の書類を、生活指導主任又は空き時間教員、養護教諭、事務職員、非常勤栄養士、学校運営員がコンテナボックスに入れて本部へ持ち出す。

書類	担当	持出確認
出席簿	担任及び専科授業者	
引き渡しカード	生活指導（ ）又は空き時間教員 →担任及び専科教員	
学校経営計画	} 教務関係 教務（ ）及び空き時間教員、 特別支援教室専門員、	
児童名簿		
児童調査票		
転出転入簿		
指導要録		
学校沿革誌		
健康診断に関する表簿	} 養護（ ）	
歯科健診記録		
学校薬剤師執務記録簿		
職員名簿	} 事務主事・用務主事	
出勤簿		
学校日誌		
職員履歴書		
備品一覧		
出納簿		
預金通帳（交際費その他）		
人事関係書類		

3 災害発生時における初期対応及び避難後の対応

- 学校長は、警戒宣言発令時に伴って学校災害対策本部を設置し、教職員は、あらかじめ定めた班編成に班編成に基づき職員を配備につけ地震防災応急活動を行う。(板橋区教育委員会:「危機管理マニュアル作成資料」より)

【初期対応】

本部長 ◎校長	
総括本部 ◎副校長 教務主任 () 生活指導 () 事務 ()	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校長、副校長及び各班長（又は代理者）を中心に教職員で構成。 ○ 各班との連携のもと、校内の被災状況等の把握を行うとともに、区災害対策本部、教育委員会事務局等との連絡にあたる。 ○ 被害の状況等に応じて、第三次避難場所への避難、応急対策の決定など児童・生徒、教職員の安全確保や地域防災拠点の運営支援などの業務に関し、各班との連絡調整を行う。 ○ 非常持ち出し書類等を搬出（教務・養護・事務） ○ 報道関係等の対応（副校長）
避難誘導・安否確認班 ◎教務 () () () ()	<ul style="list-style-type: none"> ○ クラス全員の安否を確認し、総括本部に報告する。 ○ 安全確認した児童・生徒等は、安全連絡カード等によりチェックする。 ○ 就業時以外の時間帯に被災した場合は、教育活動・授業の再開に向けて、児童・生徒、教職員の家族の被災状況及びその安否を早急に確認する。 ○ この班は、発災後速やかに行動を開始する必要があるが、特に、救出・救急医療班との密接な連携のもとに行動する必要がある。
消火・安全点検班 ◎生活指導 () () () () () () () () ()	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。 ○ 廊下や階段、トイレなど教室以外の場所にいる児童の確認を行う。 ○ 校内の被害状況を点検し、安全を確認するとともに、第三次避難場所及び避難路を確保する。 ○ 二次災害等の危険を防止するために必要な措置を講じる。
救出・救急医療班 ◎養護 () () () () () () () () () ()	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物被害又は備品等の転倒等に巻き込まれた者の救出・救命にあたる。 ○ 避難誘導・安否確認班と密接な連携をとり、負傷した児童・生徒、教職員や近隣から校内に運び込まれた負傷者の保護に努め、必要に応じて、地域医療救護拠点や病院など専門医療機関への搬送を行う。

【避難後の対応】

担当名	担当者	仕事内容 □チェック
本部	◎校長、副校長、 主幹（ ） 生活指導（ ） 事務（ ）	<input type="checkbox"/> 学校災害対策本部設置の指示 <input type="checkbox"/> 地域、PTAの対応
総括	◎副校長 教務主任 （ ） 生活指導（ ） 防災安全担当（ ）	<input type="checkbox"/> 各担当の仕事の指示・確認 <input type="checkbox"/> 各担当間の連絡・調整 <input type="checkbox"/> 関係機関との情報連絡
安否確認	◎安全担当（低学年） （中学年）（高学年） （専科）	<input type="checkbox"/> 児童・生徒の安否と所在確認 <input type="checkbox"/> 連絡名簿の作成
保護者対応	◎生活指導（低学年） （中学年）（高学年） （専科）	<input type="checkbox"/> 児童・生徒の引き渡しの指示 <input type="checkbox"/> 保護者からの連絡・問い合わせの窓口
避難所支援	◎体育主任（低学年2名） （中学年2名）（高学年2名） （専科）	<input type="checkbox"/> 避難所開設・運営の支援 <input type="checkbox"/> 使用教室等の表示 <input type="checkbox"/> 立ち入り禁止・使用禁止の表示 <input type="checkbox"/> 学校と避難所運営関係者との連絡調整
救護	◎養護（低学年） （中学年）（高学年） （専科）	<input type="checkbox"/> 負傷者の手当て <input type="checkbox"/> 避難所となった場合の救護所設置の支援 <input type="checkbox"/> 保健室等の管理
施設設備	◎事務（ ） 安全担当（低学年） （中学年）（高学年） （専科）	<input type="checkbox"/> 施設設備の点検 <input type="checkbox"/> 教育活動再開の場合の教室の確保 <input type="checkbox"/> 施設設備の復旧対応 <input type="checkbox"/>
教育活動再開	◎教務（ ）	<input type="checkbox"/> 教育活動再開計画の作成 <input type="checkbox"/> 不足教材の手配 <input type="checkbox"/>

2 巨大地震が発生した場合の対応

I 巨大地震が発生した場合の初期対応

1 学校災害対策本部の設置

震度5弱以上の地震が発生した場合は、地震の発生時間が、教職員、児童の在校中の場合と夜間や休日等で不在の場合とでは、初期対応は異なるが、早期に学校災害対策本部を設置し、初期対応を行う。

本部長（校長）	
総括本部 （副校長）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校長、副校長及び各班(又は代理者)を中心に教職員で構成。 ○ 各班との連携のもと、校内の被災状況等の把握を行うとともに、区災害対策本部、教育委員会事務局等との連絡にあたる。 ○ 被害の状況等に応じて、第三次避難場所への避難、応急対策の決定など児童、教職員の安全確保や地域防災拠点の運営支援などの業務に関し、各班との連絡調整を行う。 ○ 非常持ち出し書類等を搬出。 ○ 報道関係等の対応。
避難誘導・ 安否確認班 （教務主任・ 研究主任）	<ul style="list-style-type: none"> ○ クラス全員の安否を確認し、総括本部に報告する。 ○ 安全確認した児童等は、安全連絡カード等によりチェックする。 ○ 就業時以外の時間帯に被災した場合は、教育活動・授業の再開に向けて、児童、教職員の家族の被災状況及びその安否を早急に確認する。 ○ この班は、発災後速やかに行動を開始する必要があるが、特に、救出・救急医療班との密接な連携のもとに行動する必要がある。
消火・ 安全点検班 （生活指導主任）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。 ○ 校内の被害状況を点検し、安全を確認するとともに、第三次避難場所及び避難路を確保する。<u>（蓮根三丁目公園）</u> ○ 二次災害等の危険を防止するために必要な措置を講じる。
救出・ 救急医療班 （保健主任）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 養護教諭及び救命・救急経験者等を中心に組織する。 ○ 建物被害又は備品等の転倒等に巻き込まれた者の救出・救命にあたる。 ○ 避難誘導・安否確認班と密接な連携をとり、負傷した児童、教職員や近隣から校内に運び込まれた負傷者の保護に努め、必要に応じて、地域医療救護拠点や病院など専門医療機関への搬送を行う。

Ⅱ 震度 5 弱以上の地震が発生した場合の対応行動【対応マニュアル】

◎原則として避難場所は、安全確認後校内各教室。児童は保護者へ引き渡す。

1 授業中

教職員

○落下物・転倒物・ガラスの飛散から身を守るよう指示する。

➡ 的確な指示「頭部を保護」「机の下にもぐる」「机の脚を持つ」など

○使用している火気の消火、出口の確保に努める。

〈大きな揺れが収まったら〉 ○コンロ、ガス等の火を消す。

○電源を切り、ガスの元栓を閉める。

○室内の安全確認

児童

○慌てて外に飛び出さない。窓や壁際から離れる。

○廊下や階段で地震を感じたら、できるだけ中央に伏せ、ガラス等から身を守る。

○体育館では、できるだけ中央に避難する。（ただし、天井等の状況による。）

○校庭にいるときは、落下物を避けるため、速やかに校舎等から離れ、校庭中央に避難する。

○教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

教職員

○児童の状況を速やかに把握するとともに、出席簿（名簿）、引き渡しカード、ホイッスル等を携帯し、児童を校舎内（教室）に誘導する。その際、トイレ、保健室、特別教室等の普通教室以外の場所にいる児童の所在に十分留意する。

○落下物に注意し、防災頭巾等で頭部を保護するよう指示する。

○児童の不安の緩和に努める。

○避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。

➡ 的確な指示「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」

○校内にいる人員を把握する。

○負傷者の有無を確認する。

○本部へ状況を報告する。

・人員点呼、異常の有無（負傷者・不明者・健康状況）を確認し、本部（副校長）に報告する。

<在籍○名、欠席○名、出席○名、現在○名 異常なし>

○二次災害の危険が予想される場合は、直ちに安全な広域避難場所へ移動する。

児童

○防災頭巾等で頭を守り、静かに教室内で待機する。

○ガラスの破片でけがをしないように注意する。

○教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

火元確認
・
設備点検

教職員

- 出火を確認したら直ちに初期消火に当たり、延焼を最小限に止める。
- 理科室の薬品類は発火等の危険が大きいため、特に注意する。
- 校舎や校庭等で危険と思われる場所に、立ち入り禁止の張り紙やロープを張るなど、二次災害を防ぐ。

救出活動
・
応急救護

教職員、児童

- 養護教諭を中心に救出・救急医療班を編成し、応急救護にあたるとともに、地域医療救護拠点や医療機関と連携を図り、重傷者の搬送等を行う。
- 避難誘導・安否確認班、消火・安全点検班と連携して、行方不明者の捜索、救出活動を行う。
- 消防機関、消防団などの協力も得て、建物の倒壊等により生き埋めになった児童、教職員等の救出救助活動を行う。

情報収集
・伝達

教職員

- 区災害対策本部と密接に連携をとり、地域や通学路の状況（出火、倒壊、亀裂、出水など）の確認に努める。

状況に応じた児童
の引渡し

教職員

- 保護者が引き取りに来るまで教室（体育館）で待機させ児童の引き渡しを開始する。

児童

- 保護者と帰宅中も、周りの建物等の状況に注意して行動する。

2 放課後・登下校時

教職員

○校内にいる児童に、落下物・転倒物・ガラスの飛散から身を守るよう指示する。

➡ <大きな揺れが収まったら>

○ストーブ、コンロ、ガス等の火を消す

○電源を切り、ガスの元栓を閉める。

児童

<学校内にいるとき>

○窓ガラスなど落下物等から身を守る。

○慌てて校舎外に飛び出さない。窓や壁際から離れる。

○廊下や階段で地震を感じたら、できるだけ中央に伏せ、ガラス等から身を守る。

○体育館では、できるだけ中央に避難する。（ただし、天井等の状況による。）

○校庭にいる時は、落下物を避けるため、速やかに校舎等から離れ、校庭中央に避難する。

<通学路上>

○看板、家屋の外壁、高いビルの窓ガラスなど落下物等から身を守る。

○最寄りの避難場所、あらかじめ定めてある避難場所、近くの公園、空き地など安全な場所へ、直ちに避難する。

○登下校途中で地震が発生した場合は、学校か自宅か近い方に避難する。

○バス、電車等に乗っている時は、運転手・駅員等の指示に従う。

○地震発生時に危険な場所には近づかない。



●古い建物や建設中の建物、ブロック塀、石塀、自動販売機、地割れた道路、狭い道路、倒れた電柱、垂れ下がった電線、火災現場には近づかない。

●崖下、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所等からは、速やかに遠ざかる。

☆いつでも、どこでもダンゴムシのポーズで、身を守る。

○家庭や学校と連絡を取って状況を報告するとともに、その指示に従う。

○流言等の不確かな情報に惑わされず、落ち着いて行動する。

〈学校内にいるとき〉**教職員****避**

○児童の状況を速やかに掌握するとともに、出席簿（名簿）、引き渡しカード、ホイッスル等を携帯し、児童・生徒を安全な場所に誘導する。

難

その際、トイレ、保健室、特別教室等の普通教室以外の場所にいる児童の所在に十分留意する。

○落下物に注意し、かばん、防災頭巾等で頭部を保護するよう指示する。

誘

☆いつでも、どこでもダンゴムシのポーズで、身を守る。

☆机があるときは、机の下に入りサルのポーズで、身を守る。

導

○児童・生徒の不安の緩和に努める。

○避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。

○校内にいる人員を把握する。

○負傷者の有無を確認する。

○二次災害の危険が予想される場合は、直ちに安全な広域避難場所に移動する。

児童

○防災頭巾等で頭を守り、荷物を持たずに上履きのまま行動する。

○避難の途中で教室等に戻ったり、みだりに集団・隊列から離れたりしない。

○ガラスの破片でけがをしないように注意する。

○教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

教職員**火元確認
・設備点検**

○出火を確認したら直ちに、消火・安全点検班が中心になって、初期消火に当たり、延焼を最小限に止める。

○理科室の薬品類は発火等の危険が大きいため、特に注意する。

○校舎や校庭等で危険と思われる場所に、立ち入り禁止の張り紙やロープを張るなど、二次災害を防ぐ。

**救出活動
・
応急救護****教職員、児童**

○救出・救急医療班を養護教諭中心に編成し、応急救護にあたりると共に、地域医療救護拠点や医療機関と連携を図り、重傷者の搬送等を行う。

○消防機関、消防団など地域住民の協力も得て、建物の倒壊等により生き埋めになった児童、教職員等の救出救助活動を行う。

**情報収集
・伝達****教職員**

○区災害対策本部と密接に連携をとり、地域や通学路の状況（家屋の倒壊、火災の発生、道路の亀裂、出水など）の確認に努める。

○特に、児童の行動範囲が広がっているため、通学路上での被害の有無について情報収集に努め、状況によっては現地調査を行う。

状況に応じた児童の下校・引渡し	<p>教職員</p> <p>○保護者が引き取りに来るまで、体育館に待機させ、児童の引き渡しを開始する。</p> <p>児童 ○保護者と帰宅中も、周りの建物等の状況に注意して行動する。</p>
-----------------	---

3 校外学習・遠足・移動教室等の時

安全確保・避難誘導	<p>教職員</p> <p>○看板、家屋の外壁からの落下物・転倒物・高層ビルの窓ガラスの飛散から身を守るよう指示する。</p> <p>○古い建物や建設中の建物、ブロック塀、石塀、自動販売機、地割れした道路、倒れた電柱、垂れ下がった電線には近づかない。</p> <p>○海岸や海辺周辺、川岸、橋の上にいる場合には、津波のおそれがあるため、高台など安全な場所へ迅速に避難する。津波の高さは10メートル以上のビルの高さとなって襲ってくることもあるので、情報収集するとともに十分注意する。</p> <p>○山間部にいる場合は、山崩れやがけ崩れ、落石が起こる可能性があるため、迅速に安全な場所に避難する。</p> <p>○最寄りの避難場所など安全な場所に避難誘導し、児童・生徒の状況を確認する。</p> <p>○電車・バス等に乗車中の場合や施設内では、係員の指示に従って行動する。</p> <p>○負傷者の有無を確認する。</p> <p>○児童の不安の緩和に努める。</p> <p>○避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。</p> <p>児童</p> <p>○落下物から身を守るなど、安全確保を図る。</p> <p>○教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。</p> <p>○流言等の不確かな情報に惑わされず、落ち着いて行動する。</p>
-----------	---

救出活動・応急救護	<p>教職員、児童</p> <p>○負傷者が発生した場合には、応急救護にあたりるとともに、必要に応じて地元の消防署に通報し、医療機関への搬送を行う。</p> <p>○建物の倒壊等により児童・教職員等が生き埋めになった場合には、地元の消防署、消防団等に救出依頼する。</p>
-----------	---

**情報収集
・伝達**

教職員

- 現地の教職員は、携帯電話等で学校に連絡し状況を報告する。
- 状況によっては、現地の行政機関・消防機関等に状況を伝える。
- 学校は携帯電話等により、現地における被害状況の把握に努める。
- 状況によっては、現地に救助・応援のため職員を派遣する。
- 保護者にできる限り詳しい現地の情報を伝える。

4 児童の引き渡し

(1) 児童の保護者への引き渡し

- ①震災時における学校の対応など防災に関する計画を保護者に周知するとともに、児童の引き渡しを円滑に行うため、「緊急及び災害時連絡個人カード」をあらかじめ作成しておく。
- ②非常時において児童の引き渡しに関して保護者への情報伝達として学校ホームページ、板橋区立学校等緊急連絡・お知らせ配信システム（スマまち）または災害用伝言ダイヤル（171）を活用する。
- ③引き渡しに当たっては、確認名簿に、引き取り者名・引き取り時刻を記入させ、保護者からの問い合わせにも対応できるようにする。

学校（伝言の録音）

- ① **171** にダイヤルする
- ② ガイダンス **1** をプッシュ
- ③ ガイダンス
- ④ 学校の TEL 番号を 03 からダイヤルする
- ⑤ メッセージを録音する
(30秒以内)

保護者（伝言の再生）

- ① **171** にダイヤルする
- ② ガイダンス **2** をプッシュ
- ③ ガイダンス
- ④ 学校の TEL 番号を 03 からダイヤルする
- ⑤ 伝言を再生する
(新しい伝言から)

(2) 帰宅困難な児童の保護体制

- ①児童が引き取られるまでは、安全な場所に集め、その場から離れないように座らせ、落ち着かせる。必ず教職員が付き沿い、児童に安心感を与える。
- ②通信手段（電話、携帯電話）が復旧すれば、勤務先や緊急連絡先に電話する。

5 震度4強以下への対応

- ◎震度4強以下の地震が発生した時も、総括本部で検討し、状況により震度5弱以上と同様の対応をすることもある。その場合は、保護者への引き渡しだけでなく、「全校一斉緊急下校班組織」を活用し、教員が地区別に児童を引率して、集団下校させることも考慮に入れる。

3 水害への対応（新河岸川、荒川の氾濫を想定）

1 水防警報について

- (1) 氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがある時は、洪水注意報が発せられる。
- (2) 氾濫注意水位（警戒水位）を既に超えて災害が起こるおそれのある時洪水警報が発せられる。

2 水防警報（洪水注意報、洪水警報）発令時の対応

(1) 警報等の伝達

- ① 来校者、児童、教職員に対して、「注意報」「警報」等の内容を非常放送、校内放送により伝達する。
- ② 冷静な行動、とるべき措置について周知する。

(2) 児童に対する措置

- ① 在校中は原則として授業を打ち切り、校舎3階の教室や廊下等に避難する。
- ② 緊急メールを使い、児童の引き取りを保護者に連絡する。
- ③ 引き取りの方法については、巨大地震発生時の対応と同様に行う。
- ④ 留守家庭等の児童については、学校で保護する。

(3) 避難時の注意事項

- ① 防災無線機を携行すること。
- ② 固定電話が使用できなくなることを想定し、PTAと連携するなど、携帯電話を活用して保護者との連絡にあたる。
- ③ 仮設本部は状況を見て、3階に設置する。

4 風水害への対応

- 1 気象警報発令時の対応（大雨特別解放・暴風特別警報・暴風幸特別警報・大雪特別警報、または、大雨警報・暴風警報・暴風幸警報・大雪警報）
 - (1) 午前6時までに発令があった場合
 - ①臨時休業（全日）
 - (2) 在校時間内に発令があった場合、児童は学校で待機させる。
 - ①警報が解除されるまで学校に待機し、その後に下校させる。
 - ②学校の事情または下校時間帯によっては、保護者へ引き渡す。

- 2 保護者あて通知、学校関係者への連絡
 - (1) 教育委員会の決定を受け、保護者あての通知を作成・配布する。
 - ①必要に応じて、学校独自情報を付加する。
 - ②あいキッズの状況、学校給食の状況を情報提供する。
 - ③下校後や休日の場合は、紙での通知は省略し、緊急連絡メールでの周知を図る
 - (2) 学校関係者への連絡
 - ①決定内容を学童擁護員、いたばし子ども見守り隊に連絡し通学路の安全を確保する。

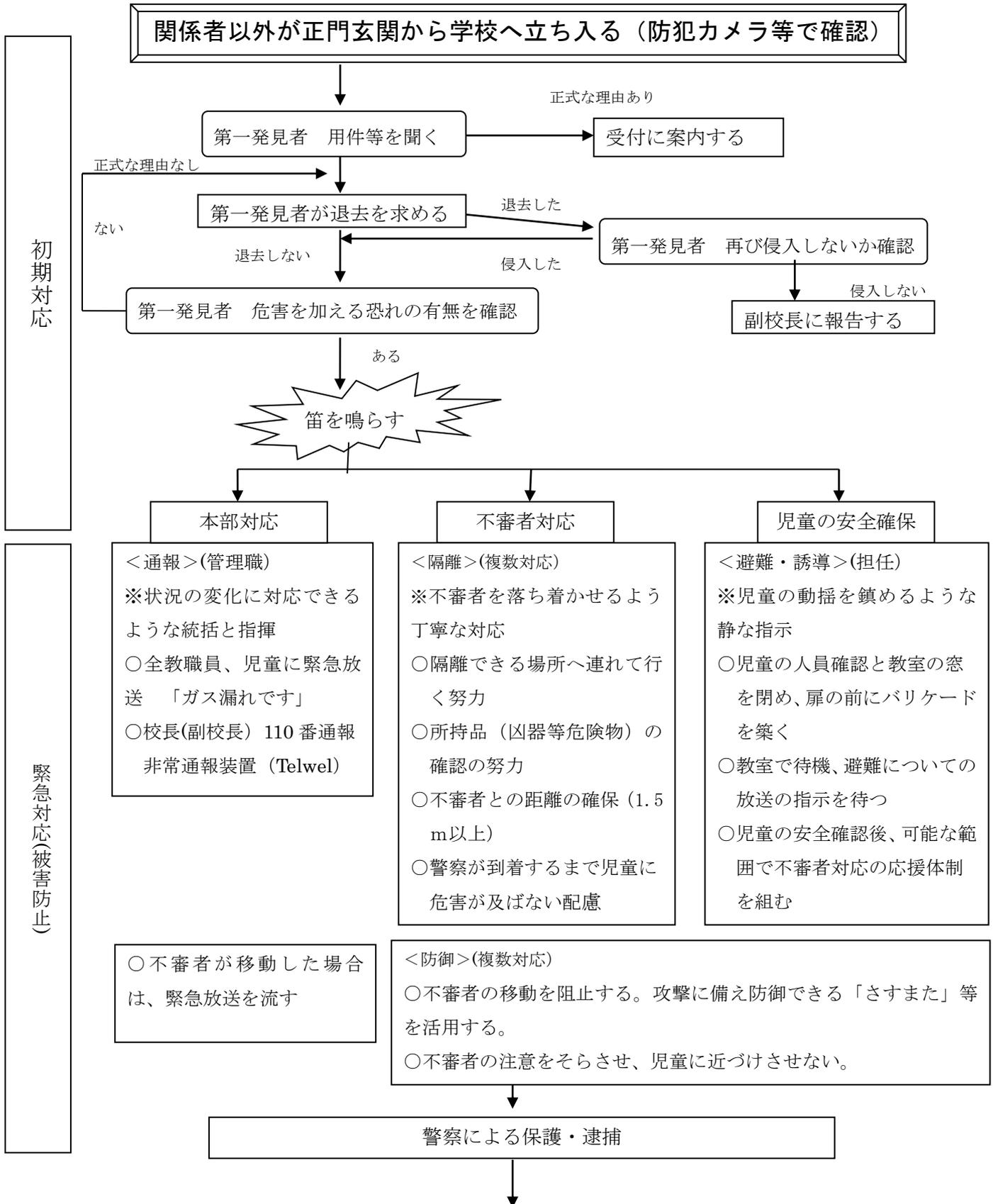
- 3 緊急連絡メールの配信（板橋区立学校等緊急連絡・お知らせ配信システム（スマまち）未登録者への対応）
 - (1) 決定内容を緊急連絡メール登録者に配信する
 - ①必要に応じて、学校独自情報を付加する。
 - ②保護者に分かり易い表現に努める。
 - ③緊急メール未登録者に対して、決定内容を周知する。

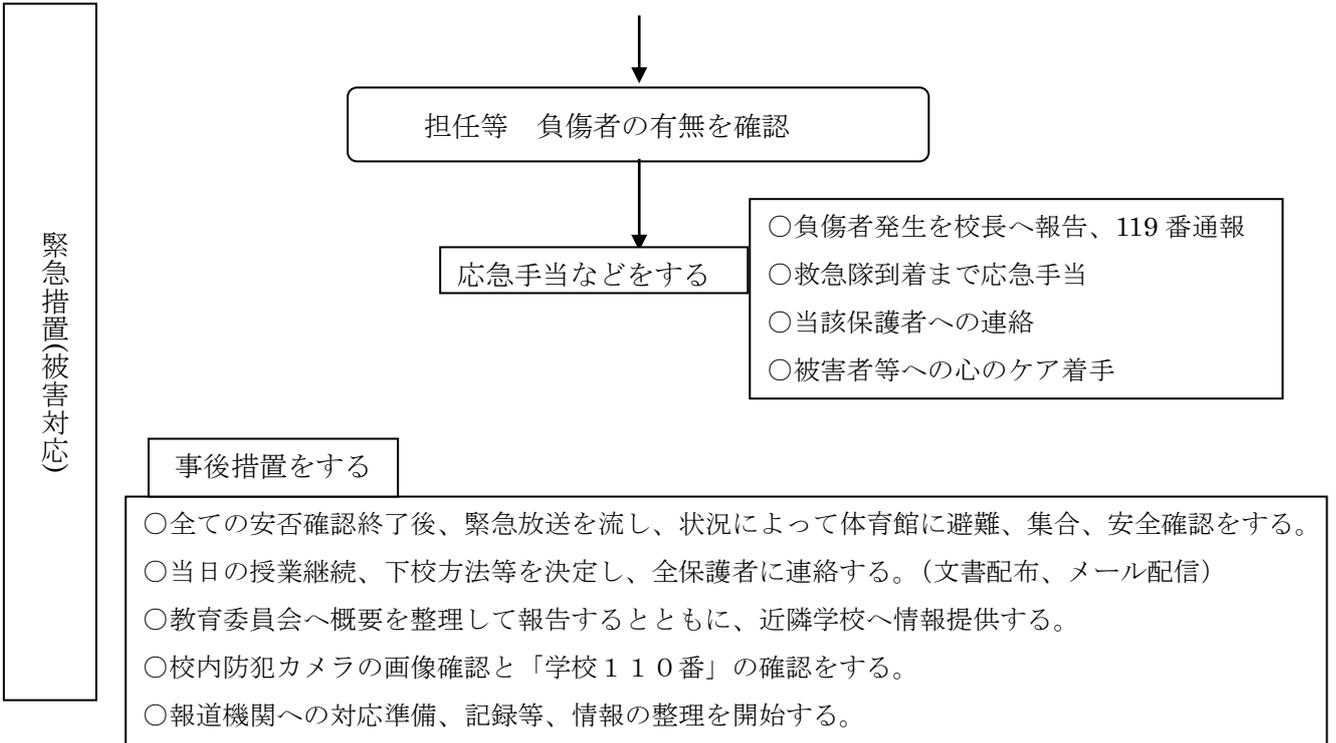
- 4 学校ホームページの更新
 - (1) 実施内容を学校ホームページにアップする。

- 5 教育委員会への状況報告
 - (1) 教育委員会からの照会に回答する。

- 6 その他の気象情報
 - (1) 通常授業
 - ①保護者が自宅及び近隣の状況から、登校に支障がないと判断し、安全を確認の上、児童を登校させる。
 - ②状況により保護者が登校できないと判断し、欠席した場合でも欠席扱いにしない。

5 不審者への対応





◎さすまたの保管場所

- 1階 正面玄関（主事室）、図工室
- 2階 職員室（入り口）、 図書室 、印刷室
- 3階 相談室 たんぼぼ準備室

6 火災への対応

火 災 発 生

対応1 第一次避難(教室・廊下で避難準備)

- ①教師の指示をよく聞かせ、勝手な行動をとらせない。
- ②避難の放送をする。

「火災です。火災です。〇〇から火災が発生しました。大変危険な状態です。お・か・し・も の約束を守り、ハンカチで口を押えながら全員校庭に避難します。(なお、△△階段は使えません。) 避難開始。」

※放送機器が使えないとき

避難するのか教室待機するのか、授業実施者以外の職員が肉声や拡声器等で状況と指示を伝達する。

- ③避難誘導をする。
 - ・児童の安全確保を最優先とし児童に動揺を与えないような指示、伝達を行う。
 - ・防災頭巾着用の指示。
 - ・窓を閉め、電灯のスイッチやエアコンのスイッチを切る。
 - ・負傷者の有無、程度を確認する。
 - ・基本の避難経路を原則とするも、最も安全な避難経路を選択し児童を誘導する。

対応2 第二次避難(本校校庭)

①避難場所での確認事項

- ・組別に整列する。
- ・人員点呼、異常の有無(負傷者・不明者・健康状況)を確認し、本部(副校長)に報告する。〈在籍〇名、欠席〇名、出席〇名、現在〇名異状なし〉
- ・本部は、本部旗、拡声器、救急バッグを用意する。
- ・担任及び授業者は、ヘルメットの着用、出席簿の携行。異常がある場合は直ちに本部に報告。授業者以外の職員は、校舎内外の安全確認、各学級の担任補助などにあたる。

②負傷者・不明者の対応

- ・養護教諭を中心に応急手当を行う。けがの程度により救急車等の手配を行うとともに保護者に連絡し、適切な処置を行う。
- ・不明の児童がいる場合は、校長、副校長の指示により、複数の職員で捜索する。状況によっては警察、消防などの関係機関に要請し、捜索を依頼する。

対応3 第三次避難（広域避難：蓮根三丁目公園）

◎火災の程度が大きい場合は、校長、副校長の指示により本校校庭から第三次避難場所へ徒歩で避難する。校長、副校長いずれも不在の場合は、主幹教諭、生活指導主任などが代理を務める。

対応4 避難後の対応

- ①副校長は必要に応じて報道機関等にも情報の提供を行う。
- ②教育委員会への報告を行う。必要に応じて教育委員会職員の派遣を要請する。
- ③本部を設置する。

本部長 校長 副本部長 副校長

児童の掌握を行う。関係機関、PTAとの連携。
緊急集団下校や引き渡しなど学校の対応を指示。
情報の収集と整理。授業再開など主幹教諭や各主任教諭も交え今後の対応を協議する。

総務担当（専科・用務主事）

危険箇所について早急に点検し、危険物の除去、立ち入り禁止の表示、安全対策を施す。

避難誘導担当（各担任・授業者）

児童を安全に誘導する。場合によっては保護者への引き渡しを行う。

初期消火・非常持ち出し担当（火元に近い職員・事務主事）

できる限りの初期消火を行い、非常持ち出し品の搬出を行う。

救護担当（養護教諭）

負傷者の手当てを行う。

7 SOSの出し方に関する教育

- (1) 学校が推進すべき教育内容
- (2) 命の大切さを実感できる教育の取組
- (3) 様々な困難・ストレスの対処方法を身に付けるための教育
(SOSの出し方に関する教育)の取組
- (4) 心の健康の保持に係る教育の取組

小・中学校の学習指導要領には、特別の教科 道徳（以下「道徳科」という。）の中で、小学校の低学年段階から中学校段階までの全ての段階で指導すべき内容項目として、「生命の尊さ」が示されている。また、高等学校の学習指導要領には、特別活動のホームルーム活動の内容の一つに、「生命尊重」等が示されている。

各学校では、全ての教員が、生命を尊重する心の育成が自殺予防につながることを十分に理解し、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育との関連の中で、道徳科等の授業等を通して、児童が命の大切さを実感できるよう、計画的に指導していく。

自殺総合対策大綱に学校が推進すべき自殺対策に資する教育が3点示されている。

- 命の大切さを実感できる教育
- 様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育
(SOSの出し方に関する教育)
- 心の健康の保持に係る教育

SOSの出し方に関する教育の目的は、児童が、現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出す）ができるようにすること、及び身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすることが重要である。

不安や悩み、ストレスへの対処については、学習指導要領において、小学校の高学年段階から高等学校段階に至るまで、体育科及び保健体育科の中で指導すべき内容として示されている。

各学校では、保健の授業、長期休業日前の指導等で、児童がストレスへの対処方法等について理解できるようにするとともに、児童が当面する諸課題への対応に資する活動や、生活上の諸問題の解決を図ることを目的とした体験活動等を通して、援助希求行動を身に付けられるようにする必要がある。

また、SOSの出し方に関する教育では、心の危機に陥った友達への関わり方を学ぶことも重要である。SOSの出し方のみならず、そうした友達の感情を受け止めて、考えや行動を理解しようとする姿勢などの傾聴の仕方（SOSの受け止め方）についても、指導します。心の健康の保持に係る教育については、学習指導要領において、体育や保健体育及び特別活動の中で、関連した内容を指導する。

各学校において、学校保健計画等との関連を図りながら、心の健康の保持に係る教育を、計画的に実施する。

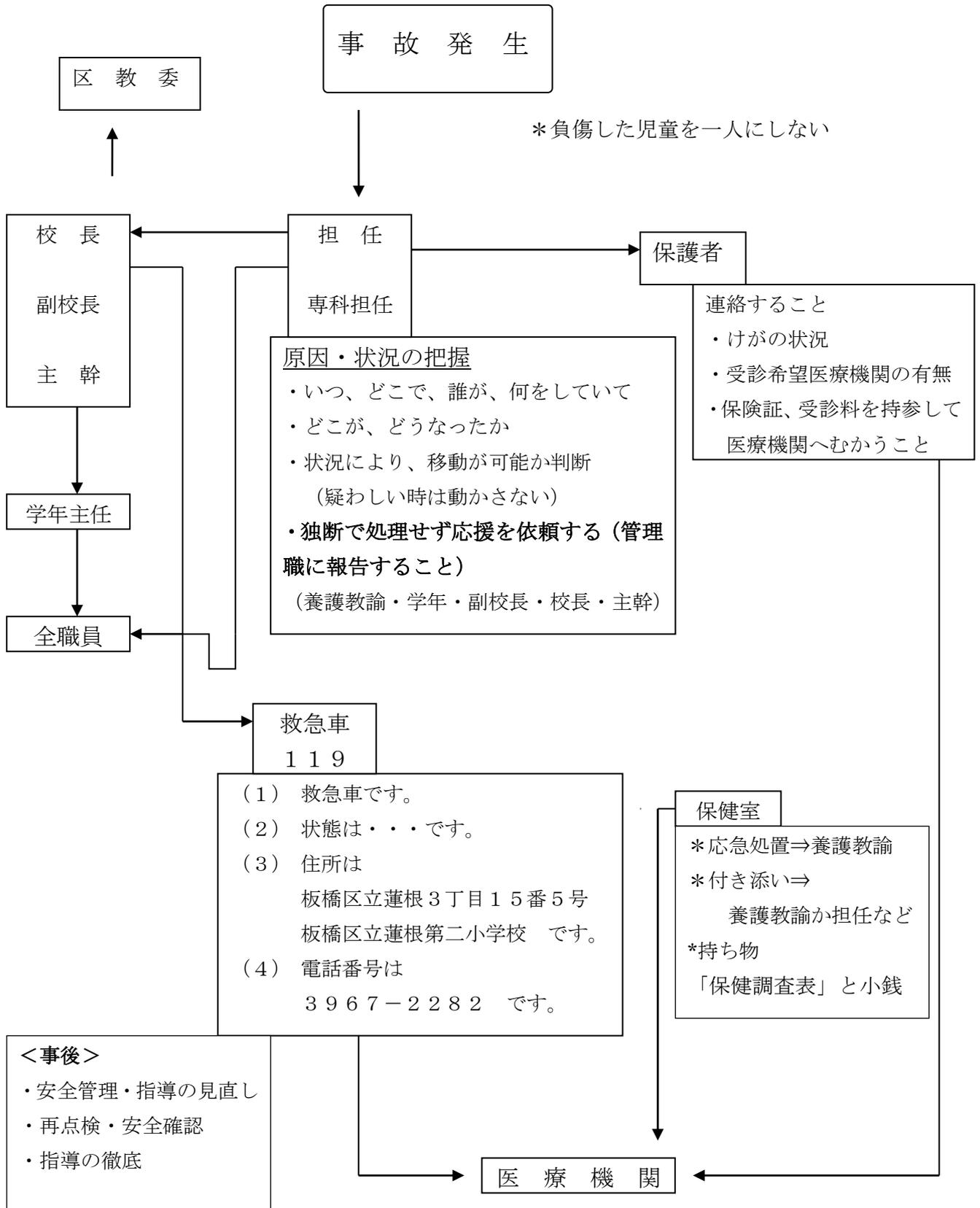
学習指導要領等との関連

命の大切さを実感できる教育	様々な困難・ストレスの対処方法を身に付けるための教育 (SOSの出し方に関する教育)	心の健康の保持に係る教育
<p>道徳 D</p> <p>主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること。</p> <p>[生命の尊さ]</p> <p>第1学年及び第2学年 生きることのすばらしさを知り、生命を大切にすること。</p> <p>第3学年及び第4学年 生命の尊さを知り、生命あるものを大切にすること。</p> <p>第5学年及び第6学年 生命が多く、生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し、生命を尊重すること。</p> <p>[よりよく生きる喜び]</p> <p>第5学年及び第6学年 よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理解し、人間として生きる喜びを感じることを。</p>	<p>学級活動</p> <p>(1) 学級や学校における生活づくりへの参画</p> <p>ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決</p> <p>体育 (G保健)</p> <p>第5学年 (1)</p> <p>ア 心の発達及び不安や悩みへの対処について理解するとともに、簡単な対処をすること。</p> <p>(ウ) 不安や悩みへの対処には、大人や友達に相談する、仲間と遊ぶ、運動をするなどいろいろな方法があること。</p> <p>特別支援学校 体育 (G保健) 3段階</p> <p>イ 健康な生活に必要な事柄について工夫するとともに、考えたことや気付いたことなどを他者に伝えること。</p>	<p>学級活動</p> <p>(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全</p> <p>ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成</p> <p>体育 (G保健)</p> <p>第3学年 (1)</p> <p>ア 健康な生活について理解すること。</p> <p>(ア) 心や体の調子がよいなどの健康の状態は、主体の要因や周囲の環境の要因が関わっていること。</p> <p>第5学年 (1)</p> <p>ア 心の発達及び不安や悩みへの対処について理解するとともに、簡単な対処をすること。</p> <p>(ア) 心は、いろいろな生活経験を通して、年齢に伴って発達すること。</p> <p>(イ) 心と体には、密接な関係があること。</p>

活用：SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料

※上記、学習指導要領と関連させながら、各教科等で指導を充実させていく。また、1学期始め（GW明け5月）長期休業日前後に児童の実態を把握し、状況に応じて、指導を行うことが望ましい。

8 急病、けが等の事故発生時の対応



配慮事項

冷静・沈着・ゆとりの心で客観的に対処する。

原則として、保護者に連絡し医療機関を選択する。

救急車の要請は副校長が行う。また、救急車には学校の教職員が同乗する。

(副校長不在時は原則として校長に指示を受けた者が行う。)

☆事故発生の時刻・原因・状況・措置・経過等を時間の経過を追って正確に記録する。

- 1 家庭への連絡は、原則として担任が行う。担任が不在の場合は学年主任が行う。
- 2 けがをした児童の前で不用意な言葉を使わない。(傷が大きい、縫ったほうがいい等) 負傷の程度にかかわらず、優しい言葉で安心させ、勇気、元気づける。
- 3 負傷した児童以外の児童の指導にあたり、事故現場の混乱回避を図る。
- 4 事故の程度や状況によっては無理に動かさない。校長、学校医に連絡し、医師や救急車が来るまでの処置や注意事項などの指示を仰ぐ。
- 5 教師は、児童の側を離れない、目を離さない。
- 6 病院の選択は保護者の了解を得ることを原則とする。
(緊急時や連絡のつかない時は、学校で選択する)
病院への移送は、副校長と連絡を取り、その都度相談して決める。
- 7 保護者には誠意をもって接する。弁解じみた言動は慎む。また学校のとった措置や状況を詳しく説明し、今後の措置について理解と協力を求める。
- 8 相手の関わりがある事故の場合は、状況を確認した上で、その保護者にも連絡し、その日のうちに適切な処置をとる。
- 9 必要に応じて事故報告文書を作成する。
 - ① 事故発生の時刻・原因・状況・対応・措置・経過等を、時間の経過を追って正確に記録する。
 - ② 主観を入れずに客観的に記録する。(校長の指示により担当者を決める。)
- 10 新聞社、テレビ局等の対外機関との対応が必要となる事故が発生した場合、学校側窓口は1本とする(副校長)
- 11 再発防止のため、全職員に事故の概要を説明し、児童への指導の徹底(誤解や誤報の再発防止にも配慮する)を図るとともに、校内体制の再点検や施設・設備の安全確保に努める。
- 12 災害共済給付金(日本スポーツ振興センター)について十分理解し、保護者にきちんと説明する。(校長、副校長)

主な医療機関

	名称	電話番号	診療科目
頭部打撲	板橋中央総合病院 高島平中央総合病院	3967-1181 3936-7451	総合
骨折等	木下整形外科・形成外科 西台整形外科クリニック	5970-1222 3937-2722	整形・形成 整形
眼	さわだ眼科クリニック 山口眼科クリニック 井上眼科	3558-9667 3931-1633 3295-0911	眼科 眼科 眼科
歯	清水歯科医院(校医) 藤崎歯科医院	3969-8211 3935-6471	歯科 歯科
小児科	すがやこどもクリニック あべこどもクリニック いわた医院 日本大学医学部付属板橋 病院	5914-3777 3559-8115 3965-5070 3972-8111(代表)	小児科 小児科 内科 アレ ルギー科 内科 小児科 外科 小児科
総合病院	高島平中央総合病院 板橋中央総合病院 板橋区医師会病院 誠志会病院	3936-7451 3967-1181 3975-8151 3968-2621	総合 総合 総合
急性中毒	(大阪) (つくば)	0990-50-2499 0990-52-9899	
学校医	すがやこどもクリニック りきたけ耳鼻咽喉科 さわだ眼科クリニック 石原歯科クリニック カネヨ薬局	5914-3777 3966-3387 3558-9667 5914-4555 3966-9035	小児科 耳鼻咽喉科 眼科 歯科 薬剤師

9 感染症発生時の対応

1 感染症名と出席について

疾患名	出席停止の期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹（3日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	症状により学校医その他の医師において伝染病のおそれがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・ 症状により学校医その他の医師において伝染病のおそれがないと認めるまで ・ 溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）ウイルス性肝炎、伝染性濃痂疹等々
新型コロナウイルス感染症	・ 発症後5日間を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで

2 感染症予防のポイント

(1) 感染の3要素

① 感染源

感染源とは、細菌、ウイルス等をもつ物や人のことで、食品、患者等のこと。

⇒対応・・・発病者の早期発見と治療、定期的な清掃による清潔保持、適切な消毒等、感染源を早期に発見し、増やさない対策をする。

② 感染経路

感染経路とは、細菌、ウイルス等を体内に運ぶ経路のことで、手を介する接触感染、咳を介する飛沫感染等がある。

⇒対応・・・手洗いの徹底。血液、おう吐物、便等には直接触れない。消毒を徹底する。

③ 感受性のある人（感染を受ける可能性のある人）

特に抵抗力の弱い人（高齢者、子ども、持病や基礎疾患のある人）のことをいう。

⇒対応・・・健康の保持・増進、予防接種や手洗い等により、抵抗力をつける。

(2) 日常の留意点

① 感染症の種類等の把握

インフルエンザ、ノロウイルス等の他に、SARS、西ナイル熱、新型インフルエンザ、結核、新型コロナウイルス肺炎など多様なものがある。感染の様式や、症状、予防方法が異なるので、「感染症予防センター」や関係機関の情報や資料により、その特徴を十分に把握しておくこと。

② 情報の収集

感染症の種類、発生地域、発生の態様などの情報をすぐに収集する。その情報を、職員、保護者、地域に提供し、疾病の早期発見、拡大防止につとめる。

③ 危機管理体制の確立

- ・ 発生時の職員の役割を明確にする。
欠席者数の把握、発症者・症状のとりまとめ、救急処置、外部との折衝
- ・ 児童の氏名などの情報を整備しておく。
- ・ 校長は、職員の発症に備え、教育委員会との事前の調整、医療機関との連携をとっておく。

(3) 発生時の対応

① 発症者の早期発見と把握

- ・ 発見、対応の日時
- ・ 対応者
- ・ 発症者氏名、学年、学級、性別
- ・ 主な症状（下痢、おう吐、咳、熱など）
- ・ 発症時刻
- ・ 医療機関受診の有無
- ・ 発症場所
- ・ 発症前の行動、参加した行事・場所など
- ・ 現在の症状
- ・ 処置

② 感染拡大の防止

- ・ 咳・・・飛沫感染の恐れ 下痢、おう吐・・・接触感染の恐れ
- ・ 帰宅させ、医療機関の受診をすすめる
- ・ 発症者の動線を調べ、おう吐等の場合は、洗浄・消毒を徹底する。

手で接触した部分（ドアノブ、スイッチ等）も消毒の対象とする。

- ・ 発症者以外の子どもの健康観察を徹底する。マスクの着用や手洗いの徹底

③ 臨時休業の措置

- ・ 校医と連携のうえ、学年または学年の一部を閉鎖し、感染の拡大を防ぐ。
- ・ 運動会、移動教室などの行事についても、教育委員会と相談し、場合によっては、日時の変更や実施の有無を検討する。

④ 情報提供

- ・ 保健所、教育委員会、校医への報告。近隣の学校への情報提供などにより、関係機関と連携し、情報提供、情報収集をしながら、適切な措置をする。

⑤ 再発防止

- ・ 発症後の経緯をまとめ総括し、今後の対策に役立て、再発を防止する。